

旧持続農業法との関係

みどりの食料システム法では、旧持続農業法の仕組みを包含するとともに、支援を強化

旧持続農業法

都道府県

導入指針

申請

認定

農業者

導入計画

〈対象となる取組〉

土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減

〈支援措置〉

農業改良資金の償還期間の特例
(10年→12年)

みどりの食料システム法

都道府県・市町村

〈実施計画は都道府県が認定〉

基本計画

申請

認定

農林漁業者 又は その組織する団体

環境負荷低減事業活動実施計画

〈対象となる取組〉

- ①土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減
- ②温室効果ガスの排出の量の削減 等

〈支援措置〉

- ・農業改良資金等の償還期間の特例 (10年→12年)
及び貸付資格認定の手続ワンストップ化
- ・税制特例 (所得税・法人税)

移行

旧持続農業法の取扱い

新制度に円滑に移行できるよう、当面の間、旧持続農業法に基づいて認定を受けている農業者の地位を保全するための経過措置を規定

新法の施行日の時点で、
旧法の導入計画の**認定を受けている**農業者

認定を受けている導入計画の期間中は、
認定農業者として活動することができます。

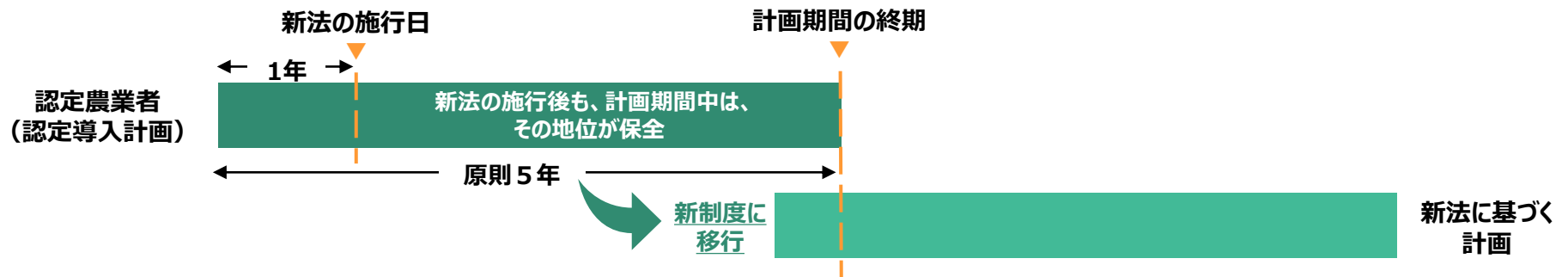
計画の取消しや支援措置等についても、
旧法に基づく取扱いとなります。

新法の施行日の時点で、
旧法の導入計画の**認定を申請中の**農業者

旧法の規定に基づいて認定が行われます。

認定された場合、導入計画の期間中は、
旧法に基づく認定農業者として活動でき、
旧法の支援措置を受けられます。

<イメージ（新法の施行日の時点で、導入計画認定から1年が経過しているケース）>



導入計画の期間終了後も、引き続き、支援措置を受けたい場合は、
新法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画等を作成し、新たに都道府県による認定を受ける必要があります。